

お詫びと訂正

市報1月1日号9面に掲載の「市立小・中学校 入学通知書を郵送」の記事中、前原小学校の入学説明会の内容に誤りがありました。

【誤】とき2/15(金)、受付時刻11時30分

【正】とき2/1(金)、受付時刻13時40分

お詫びして訂正します。
 広報秘書課広報係 ☎ 042-387-9803

ファミリー・サポート・センター会員説明会

登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

時2月9日(土) 午前10時～11時30分
 所保健センター 対依頼会員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもの同

居している方▽協力会員 援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要です) 他保育あり(要事前申込) 申1月26日から、電話でファミリー・サポート・センター ☎ 042-320-1701 日曜・祝日を除く 午前9時～午後5時)へ

子ども家庭支援センター エンジェル教室

リズム遊び、離乳食の話、同じ地域の方との交流等を通じて育児を学びます。

時2月14日(木)、28日(木) 午前10時～11時30分
 所保健センター 対4～5か月児と保護者 申2月13日までに、電話または直接、子ども家庭支援センター ☎ 042-321-3141 月曜・日曜・祝日を除く)へ



平成30年度市立小・中学校 読書感想文コンクール表彰式

平成30年11月15日に市立小・中学校読書感想文コンクールの表彰式が行われました。応募総数1,565点の中から、児童・生徒15人が最優秀賞と優秀賞に選ばれました。



写真ニュース

ご存じですか

ひとり親家庭支援制度

ひとり親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひご利用ください。

①～③は、18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭等が対象で、所得や世帯状況により制限があります。④～⑥は、事前相談が必要です。

1 ひとり親家庭等 医療費助成

医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対次のいずれかの状態にある方

▽ひとり親家庭等の母または父および児童

▽両親がいない児童などの養育者およびその児童

2 児童育成手当

対次のいずれかの状態にある児童を養育している方

▽父母が離婚した児童

▽父または母が死亡した児童

▽父または母が生死不明である児童

▽婚姻によらないで生まれた児童など

■手当額 ② 児童1人につき、月額1万3千500円(児童に障がいがある場合は加算あり) ③ 父または母の所得などにより、手当額が異なります

4 ホームヘルプ サービス

ひとり親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。

対20歳未満の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する方

▽ひとり親家庭となつてから2年以内の家庭

▽技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

▽就職活動等、自立促進に必要と認められる場合

▽疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合

▽小学校3年生以下の児童がいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合

■援助内容 子どもの世話、食事の世話、掃除、洗濯、整理整頓など

■所得により費用の負担が必要な場合があります

5 母子及び父子 福祉資金

ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対都内在住(6か月以上)で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

■貸付金の種類 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など

■償還方法 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります

6 母子家庭及び 父子家庭 自立支援給付金



母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。

対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方

▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方

▽過去に本給付金の支給を受けていない方

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。

7 就労支援

児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

8 ひとり親家庭等 支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

◇共通◇

対①～③ 子育て支援課 手助成係 ☎ 042-387-9803

対④～⑥ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 042-387-9836

